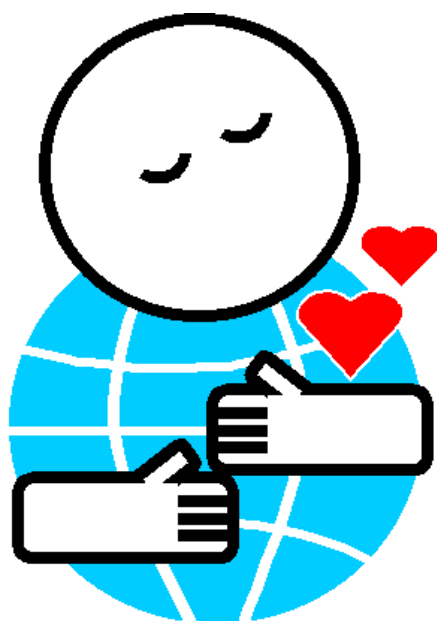


ダイヘングループ
グリーン調達ガイドライン
(第8版)



2022年11月
株式会社ダイヘン

目次

はじめに	2
I. 環境保全への取り組み	3
II. グリーン調達ガイドライン	4
1. 目的	4
2. 適用範囲	4
3. 用語の定義	4
4. 評価内容	5
5. 選定基準：資材	5
6. 選定基準：お取引先様	5
III. お取引先様へのご協力をお願い	
1. 化学物質含有調査へのご回答依頼	6
含有化学物質調査・回答の流れ	7
2. 環境保全への取組み状況調査アンケートのご回答依頼	8
IV. 化学物質・管理区分	
1. 対象化学物質	9
1) 使用禁止物質	9
2) 管理対象物質	13
【問い合わせ先】	16
【改定履歴】	16

はじめに

環境の世紀といわれるこの 21 世紀において、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「循環型経済社会」を早期に構築しながら限りある資源を子孫に引き継いでいくことが、我々に課せられた最重要課題といえます。

ダイヘングループでは地球環境問題は人類共通の重要課題との認識のもと、環境保全活動を経営の最優先課題の一つとして位置づけ、“環境に配慮した製品の提供”を推進しておりますが、これには使用時および廃棄時に環境負荷の小さい製品の開発と共に、製品を構成する部品や材料においても環境負荷が低減されていることが必要不可欠であります。

こうした中、グリーン調達を率先して実施することが企業の果たすべき重要な役割と認識し、環境に配慮した部品や材料等を優先的に調達することを目的に、「グリーン調達ガイドライン 第 1 版」を 2004 年 4 月に制定しました。

その後 特に EU(欧州連合)では、2006 年 7 月から施行された「RoHS 指令^(注 1)」をはじめ、2007 年 6 月には「REACH 規則^(注 2)」が施行され、化学物質そのものの登録義務、及び高懸念物質 (SVHC) の製品への含有状況の届出義務、顧客への伝達義務等が課される中、SVHC 候補リスト掲載物質が次々と決定・追加されるなど、製品に含有する化学物質に関する法規制が強化されてきております。また、このような化学物質管理規制は世界各国にも広がりを見せ、益々多くの化学物質を把握し、管理することが求められています。

弊社ではより時代の要請に即した内容にするため「グリーン調達ガイドライン」を改定し、その内容を充実させております。

今後ともダイヘングループでは、このガイドラインに基づき環境への負荷が小さい部品や材料等の調達を推進していきますので、お取引先各位のご理解とご協力をお願いいたします。

株式会社ダイヘン

資 材 部 長

環境マネジメントシステム部長

(注 1) RoHS 指令

電気・電子機器に対する特定有害物質の使用制限に関する欧州連合 (EU) 指令 (Directive of the Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances)

(注 2) REACH 規則 :

化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則 EU 加盟国の (EU) 規則 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

I. 環境保全への取り組み

ダイヘングループでは、「地球温暖化防止」「省資源・リサイクル／廃棄物削減」「環境負荷化学物質削減」および「環境配慮製品の提供」をメインテーマに、ISO14001の認証取得と共に様々な環境対策を推進しています。環境の世紀であるこの21世紀も、自然環境と事業活動とのさらなる調和を目指し、積極的に環境保全に取り組みます。

ダイヘングループ環境方針

基本理念

ダイヘングループは、環境保全を経営の最重要課題の一つと考え、「みんなの幸せ同時達成」を会社の目的として、持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決に積極的に貢献する企業を目指します。

行動指針

ダイヘングループは基本理念のもと、以下の指針に基づき、各分野でグローバルに事業活動を展開することで、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に貢献していきます。

1) 事業活動にともなう環境負荷の低減

製品の設計、開発、調達、製造、物流、使用、廃棄に至る全ての段階において、次の活動に取り組みます。

- ①社会課題の解決に資する製品開発を推進する。
- ②省エネルギー活動を推進する。
- ③省資源と、廃棄物削減・リサイクルを推進する。
- ④環境負荷化学物質の使用量を削減する。
- ⑤グリーン調達を推進する。

2) 法的及びその他の要求事項の順守

環境に関わる法的及びその他の要求事項を順守するとともに、自主的な管理基準を設定・管理して、環境汚染の予防と環境保護に努めます。

3) 環境目標の策定と定期的見直し

ダイヘングループの各部門は環境目標を定め、環境保全活動を推進します。

また目標は定期的に見直し、環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。

4) 環境意識の高揚

環境教育を充実し、組織に関わる全ての人への環境方針の理解を深めるとともに、環境に関する意識の向上を図ります。

5) ステークホルダーとの関係強化

環境情報をステークホルダーに対して速やかに、わかりやすく発信するとともに、積極的なコミュニケーションを行い、相互理解と信頼関係強化に努めます。

制定 1999年4月1日

改定 2022年10月21日

環境マネジメントシステム最高経営者
株式会社ダイヘン 代表取締役社長

袁毛 正一郎

Ⅱ. グリーン調達ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、環境保全活動に積極的に取り組んでいるお取引先様から環境負荷の小さい資材を調達すると共に、ダイヘングループが生産、販売する製品を構成する部品、材料等に含有される環境負荷物質について、使用禁止物質・管理対象物質を明確にしお取引先様に周知徹底することによって、環境に配慮した製品を提供し、地球環境の保全、循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

弊社は、2003 年度よりグリーン調達を実施し、2011 年よりグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）発行の「ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG-101 第3.1版和訳版）」に準じた対象化学物質群・管理を実施しておりましたが、近年のグローバルな化学物質管理の動向と国内標準化の動きより、新たな統一スキーム（chemSHERPA）での管理に移行しております。

2. 適用範囲

このガイドラインは、お取引先様からダイヘングループへ納入される資材に適用します。

- （1）資材とは、ダイヘン製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の調達品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品（付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする）をいい、製造工程で用いられ原材料、部品等に残留する可能性のある物質を含有する補助材料を含みます。
- （2）ダイヘングループが第三者に設計、製造を委託し、ダイヘンの商標を付して販売する場合も適用します。
- （3）研究用途は適用除外とします。（但し製品化された場合は、適用とします）

3. 用語の定義

（1）環境負荷物質

部品・材料等に含まれる物質、またはそれらの製造時に使用される物質のうち、人体または地球環境に著しい環境影響を持つとされる物質で、ダイヘングループが指定しお取引先様へ調査依頼をするものをいう。

（2）管理ランク

環境負荷低減に向けて取り組む46物質群の管理基準を、「使用禁止」、「管理対象」の2つに分けて扱い、これらを総称して管理ランクという。

（2-A）使用禁止物質：環境負荷物質のうち、法規制によりダイヘン基準で、原則的（※）に使用禁止するものをいう。（※）詳細は別途、お問い合わせ下さい。以下、「原則的」も同様扱い

（2-B）管理対象物質：意図的な使用を制限する物ではないが、使用及び含有実態を把握し、ダイヘングループ指定の調査に対して報告が必要とされるものをいう。

（3）グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）

グリーン調達調査共通化協議会は、効果的な調査方法によって電気・電子機器製品の部品や材料に含有される化学物質の情報開示を標準化する目的で、2001年1月に発足した任意団体である。2012年5月に解散しましたが、IEC VT62474 国際委員会の日本国内組織として VT62474 国内委員会に名称を変更し活動を継続している。

（4）ジョイント インダストリー ガイドライン（JIG: Joint Industry Guide）

JIG は、JGPSSI と欧米の業界団体（CEA、DIGITALEUROPE）と共同作業により作成された、世界各国のサプライチェーンにおける含有化学物質情報開示要求の内容を統一し、標準化することを目的としたガイドラインです。

（5）chemSHERPA（ケムシェルパ）

グローバル標準に準拠した製品含有化学物質情報伝達スキーム。遵法判断情報と成分情報の両方に対応。

4. 評価内容

お取引先様の選定に当たっては、品質、価格、納期などの選定基準及び以下の2項目についても評価します。

- ①お取引先様：環境保全への取組み状況
- ②資材：納入資材への化学物質の使用状況と含有把握状況

5. 選定基準：資材

資材の選定に当たっては、これまでの品質、価格、納期などの選定基準に加え、「IV. 化学物質・管理区分で定める管理区分に対し調査を実施し、以下の基準を満たしていることが必要です。

- ①使用禁止物質：原則的に、納入資材に含有していない。
- ②管理対象物質：使用及び含有実態を把握している。また、ダイヘングループが依頼する含有化学物質調査に対して適切に報告がされている。

6. 選定基準：お取引先様

お取引先様の選定に当たっては、環境保全活動に積極的に取り組んでいるか否かを考慮させていただきます。

環境保全活動は、ISO14001 やそれに準ずる認証の取得による環境マネジメントシステムの構築状況、化学物質管理体制、法令順守状況等をダイヘングループが定める基準より評価します。

ダイヘングループにて評価を行い、評価点が基準以下の場合は取引を見直しさせていただくことがあります。
なお、お取引先様が商社の場合は、商社における環境マネジメントシステムおよび、グリーン調達実施の有無を、評価の対象とします。

Ⅲ. お取引先様へのご協力のお願い

ダイヘングループは資源循環型社会の構築に向けて、環境に配慮した製品をお客様に提供していきます。そのため、製品を構成している購入資材については、サプライチェーンを通じた適切な化学物質管理を推進してまいります。お取引先様から提出いただいた環境保全活動および調達資材に関する化学物質含有データは、このために活用させていただきます。

お取引先様におかれましては、本主旨をご理解いただき、継続的な環境保全活動の取組みと以下の調査についてご協力下さいますよう、よろしくお願いします。

1. 化学物質含有調査へのご回答依頼

(1) 対象範囲

ダイヘングループが調達する資材

資材の定義：

ダイヘングループ製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の調達品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品（付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする）、及び製造工程で用いられ原材料、部品等に残留する可能性のある物質。

(2) 調査依頼内容

①使用禁止物質・管理対象物質の使用（含有）状況調査

ダイヘングループに納入いただく全ての調達資材に含有する化学物質の情報を管理するために、含有化学物質調査への回答をお願いします。

ダイヘングループは、chemSHERPA に沿った化学物質管理を行います。ダイヘングループが調査の対象とする物質は、「使用禁止物質」と「管理対象物質」の2つの管理ランク（Ⅱ－3－(2)項参照）に分類しています。

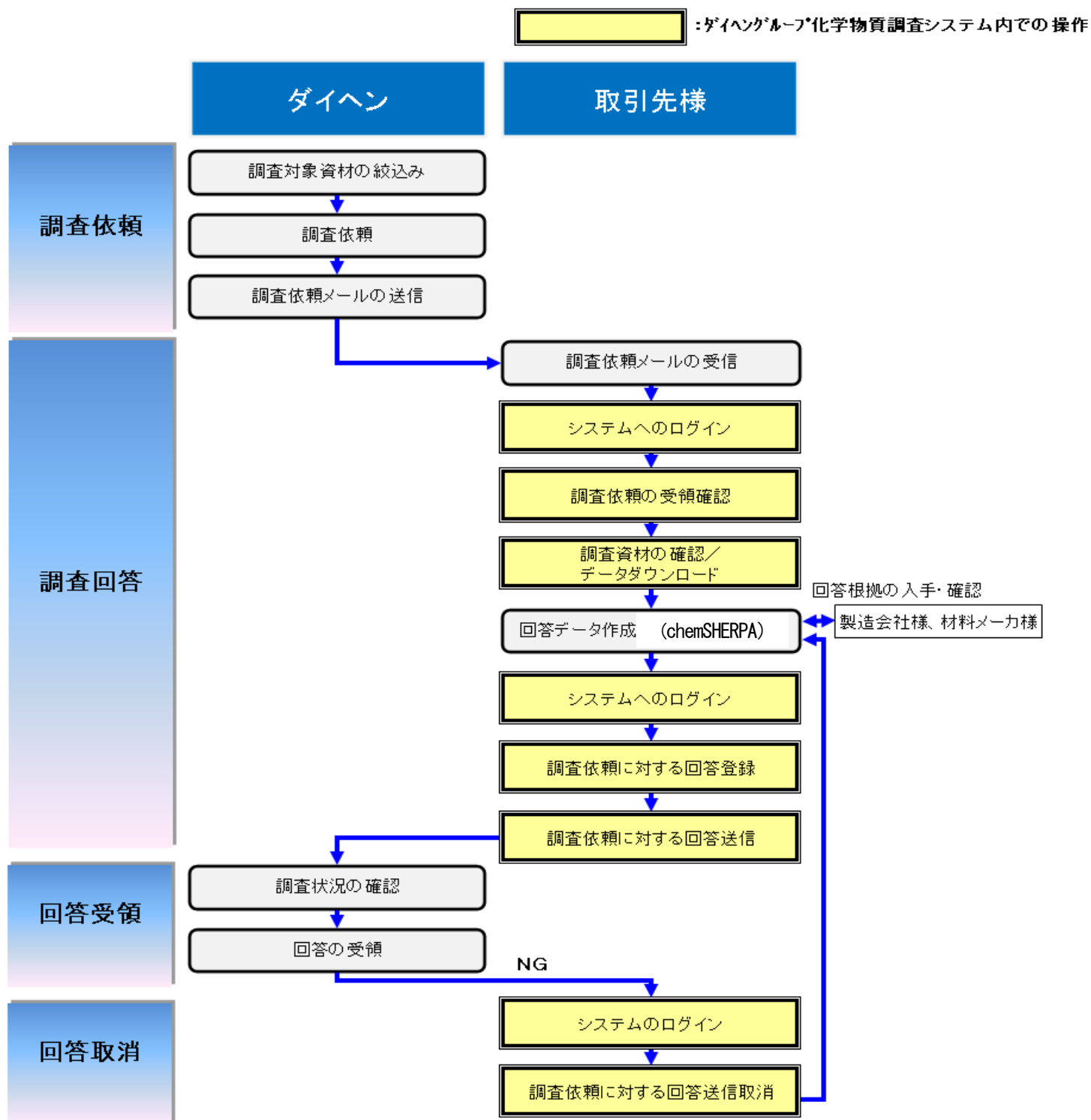
なお、当調査における含有化学物質調査・回答は、弊社指定Web「ダイヘングループ化学物質調査システム」より実施いただきます。（回答方法の詳細は別紙「ダイヘングループ化学物質調査システム 操作手順書」をご参照下さい。）

※なお、欧州 REACH 規則における SVHC（高懸念物質）対象物質は、EU の化学品庁より段階的に追加発表される予定です。お取引先様においては SVHC（高懸念物質）の最新情報を確認いただき、ダイヘングループの定める「使用禁止物質」及び「管理対象物質」に記載のない物質でも、納入される部資材に含有が確認された場合は当社に通知して下さい。

②使用禁止物質の非含有証明の提出

ダイヘングループが定める「使用禁止物質」が不含有である資材については、『様式1 「禁止物質に関する非含有証明書」』を弊社指定Web「ダイヘングループ化学物質調査システム」内に登録をお願いします。（登録方法の詳細は別紙「ダイヘングループ化学物質調査システム 操作手順書」をご参照下さい。）

含有化学物質調査・回答の流れ



2. 環境保全への取り組み状況調査アンケートのご回答依頼

(1) 対象範囲

ダイヘングループがお取引する全ての仕入れ先様

(2) 調査依頼内容（Ⅱ-6項参照）

お取引先様における環境保全への取り組み状況を“取引先環境保全評価アンケート”にて調査・確認させていただきますので、ご回答にご協力をお願いします。

環境保全活動は、環境マネジメントシステムの構築状況、化学物質管理体制、法令順守状況等をダイヘングループが定める基準より評価します。

ダイヘングループにて評価を行い、評価点が基準以下の場合は取引を見直しさせていただくことがあります。

(3) 調査・回答方法

弊社指定Web「ダイヘングループ化学物質調査システム」内にある“取引先環境保全評価アンケート”への入力および登録。

(4) 秘密保持

当調査にあたってご提供いただくお取引先様情報は、ダイヘングループ内のみでの使用し、外部に公表されることはありません。

IV. 化学物質・管理区分

1. 対象化学物質

1) 使用禁止物質：原則的に、納入資材に含有していないこと

表 1. 使用禁止物質（24物質群）

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-1	カドミウム及びカドミウム化合物	-	・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss ・米国カリフォルニア州 SB-20/50	電池を除くすべて	均質材料の 0.01 重量% [100 ppm]	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤
				電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量% [10ppm]	電池
A-2	六価クロム化合物	-	・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss ・米国カリフォルニア州 SB-20/50	すべて	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% [1,000 ppm]	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料、塗料乾燥、表面処理、クロム処理、塗料付着性強化、耐食
A-3	鉛及びその化合物	-	・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss ・米国カリフォルニア州 SB-20/50	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の 0.1 重量% [1,000 ppm]	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、めはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき、合金、樹脂添加剤
				電池	電池の 0.004 重量% [40ppm]	電池
			・米国カリフォルニア州プロポジション 65 判例法	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の 0.03 重量% [300ppm]	被覆電線/コード

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-4	水銀及び その化合物	-	・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss	電池以外すべて	意図的添加、 または 均質材料の 0.1 重量% [1,000ppm]	蛍光灯、電気接点材 料、顔料、耐食剤、ス イッチ類、高効率発光 体、抗菌処理
			・中国 QZHG1997No.4:電池 の水銀含有量制限に 関する規制 ・EU 指令 2006/66/ EC	電池	意図的添加、 または 電池中の水銀の 0.0001 重量% [1ppm]	電池
A-5	トリブチルスズ＝ オキシド (TBTO)	56-35-9	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認可候補リスト) ・化審法	すべて	意図的添加、 または 製品の 0.1 重量% [1,000ppm]	防腐剤、防かび剤、 塗料、顔料、耐汚染 剤、冷媒、発泡 剤、消火剤、洗浄剤
A-6	三置換有機スズ 化合物	-	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認可候補リスト) ・化審法	すべて	意図的添加、 または スズ元素としての部 品中の 0.1 重量% [1,000ppm]	安定剤、酸化防止 剤、抗菌抗かび剤、 防汚染剤、防腐剤、 抗かび剤、塗料、顔 料、耐汚染剤
A-7	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	-	・RoHS 指令(EU) ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss	すべて	均質材料の 0.1 重量 % [1,000 ppm]	難燃剤
A-8	ポリ臭化ジフェニール テル類(PBDE 類)	-				
A-9	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)および特 定代替品	-	・化審法 ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・米国 TSCA	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電 気絶縁材、溶媒、電 解液;可塑剤、 防火材、電線とケーブ ル用コーティング剤、誘電 体シーラント
A-10	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	61788-33-8			材料の 0.005 重量 %	
A-11	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子 3 個以上)	-	化審法	すべて	意図的添加	潤滑材、塗料、安定 剤(電気特性、耐炎 性、耐水性)、絶 縁材、難燃剤

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-12	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	-	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	意図的添加、 または 0.1 重量% [1,000 ppm]	PVC 用可塑剤、難燃 剤
A-13	パーフルオロオクタンスル フオン酸塩 (PFOS)	-	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 および欧州 委員会規則 (EC)NO.552/2009	織物またはその他 コートされた材料	意図的添加または コートされた材料の 1 μ g/m ²	フィルムとプラスチックの帯 電防止剤
				上記以外の全製品	意図的添加または 部品中の 0.1 重量% [1,000ppm] (PFOS の合計として)	
A-14	アスベスト類	-	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・労働安全衛生法 ・米国 TSCA	すべて	意図的添加	ブレーキライニングパッド、 絶縁体、充填材、研 磨剤、絶縁 体、充填材、顔料、塗 料、タルク、断熱材
A-15	一部の芳香族アミ ンを生成するアゾ 染料・顔料	-	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17	織物と皮革	仕上がり織物/皮革 製品の 0.003 重量% [30 ppm]	顔料、染料、着色料
A-16	オゾン層破壊物質	-	・モントリオール議定書 ・ECEUNo.2037 /2000 ・EC1005/2009 ・米国大気浄化法	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、消火 剤、洗浄剤
A-17	放射性物質	-	・EU-D 96/29/Eur atom ・核原料物質、核燃料 物質および原子炉の 規制に関する日本の 法律、1986 年 ・米国 NRC	すべて	意図的添加	光学特性(トリウム)、 測定装置、ゲージ 類、検出器
A-18	ホルムアルデヒド	-	米国 カリフォルニア州 CRARB 規則	複合木材製品(合板、 パーティクルボード、 MDF)または部品	意図的添加	ステレオキャビネット、キオス ク囲い
			オーストラリア- BGB I 1990/194: ホルムアルデヒド規制 § 2, 12/2/1990; リニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規制)	織物	織物製品の 0.0075 重量% [75 ppm]	織物

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-19	2-(2H-1,2,3-ベンゾト リアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ブチ ルフェノール	3846-71-7	化審法	すべて	意図的添加 または 0.1 重量% [1,000ppm]	接着剤、塗料、印刷イ ンク、プラスチック、インク ボン、パテ、コーキングま たはシール用充填材
A-20	ジメチルフマレート (フタル酸ジメチ ル)	624-49-7	欧州委員会決定 2009/251/EC	すべて	材料中の 0.00001 重量% [0.1ppm]	殺虫剤、リクライニング、マ ッサージチェアを含む電 子式レザーシートの防か び処理
A-21	フタル酸ビス (2-エチルヘキシ ル)(DEHP)	117-81-7	・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC) No2018/2005 付属書 17 第 51 条	すべて	均質材料の 0.1 重量 % [1,000ppm]	可塑剤、染料、顔料、 塗料、インク、接着剤、 潤滑剤
A-22	フタル酸ブチルベ ンジル(BBP)	85-68-7				
A-23	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2				
A-24	フタル酸ジイソブ チル(DIBP)	84-69-5				

※ 使用禁止物質における適用除外品

(パーフルオロオクタンスルファン酸塩 (PFOS) の適用除外はストックホルム条約の結果に準じる。その他物質の適用除外は RoHS 指令 (EU) に定められる適用除外項目に準じる。)

2) 管理対象物質：意図的な使用を制限する物ではないが、使用及び含有実態を把握し、ダイヘン指定の調査に対して報告が必要とされるもの

表2. 管理対象物質（22物質群）

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
B-1	ニッケル	7440-02-0	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17	長時間皮膚に接 する場合は すべて	意図的添加	・ステンレス鋼、めっき ・長時間皮膚接触 の適用例:ヘッドホン
B-2	ジブチルスズ化合物(DBT)	—	欧州委員会決定 2009/425/EC	すべて	材料中のスズの 0.1 重量% [1000ppm]	PVC 用安定剤、シリ コン樹脂およびウレタン 樹脂用の硬化触媒
B-3	ジオクチルスズ化合物(DOT)	—	欧州委員会決定 2009/425/EC	・皮膚と接触す ることを意図する 織物および皮革 製品、 ・液性室温硬 化モルディングキット (RTV-2 シーラントモ ルディングキット)	材料中のスズの 0.1 重量% [1000ppm]	PVC 用安定剤、シリ コン樹脂およびウレタン 樹脂用の硬化触媒
B-4	酸化ベリリウム (BeO)	1304-56-9	DIGITALEUROPE /CECED/AeA/EER A ガイダンス	すべて	製品の 0.1 重量% [1000ppm]	セラミックス
B-5	臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類及び HBCDD を除く)	—	DIGITALEUROPE /CECED/AeA/EER A ガイダンス	25 グラムを超える プラスチック部品。た だし、プリント配線 基盤ユニットに含ま れるものを除く	プラスチック材料中 の臭素としての 0.1 重量% [1000ppm]	難燃剤、ハウジング、コ ネクター、パッケージ成 形体シーリング
B-6	過塩素酸塩	—	IPC-4101 および IEC 61249-2-21	積層プリント配線 基盤	積層板の臭素の 含有合計で 0.09 重量% [900ppm]	積層プリント配線基盤
			米国カリフォルニア州 DTSC 規則設定	すべて	製品の 0.0000006 重量% [0.006ppm]	コインセル電池
B-7	フッ素系温室効果ガス (PFC,SF6,HFC)	—	EU 規制 No.842/2006	すべて	意図的添加	冷媒、吹き付け剤、 消火剤、洗浄剤、絶 縁材、苛性ガス
B-8	ポリ塩化ビニル (PVC)	9002-86-2 他	IEEE1680 (EPEAT:電 子製品環境アセスメント ツール)	すべて	製品の 0.1 重量% [1,000 ppm]	絶縁材、耐薬品性、 透明性、シース材

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
B-9	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP,DINP,DNOP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・米国の家庭用安全 性向上法	子供の口に入る 玩具、または 育児用品	可塑化した材料の 0.1 重量% [1,000ppm]	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インク、接 着剤、潤滑材
B-10	五酸化二ヒ素	1303-28-2	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量% [1,000ppm]	ガラス
B-11	三酸化二ヒ素	1327-53-3	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量% [1,000ppm]	ガラス
B-12	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD) およびすべての主 要ジアステロ異性体	25637-99-4 3194-55-6 他	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	意図的添加 または 0.1 重量% [1,000ppm]	主に発砲ポリスチレン とある種の繊維に 使用される難燃材
B-13	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	難燃剤
B-14	塩化コバルト (CoCl ₂)	7646-79-9	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	水質汚濁検知用の 空圧式制御盤
B-15	クロム酸鉛	7758-97-6	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	プラスチック着色剤、塗 料の着色剤
B-16	硫酸モリブデン酸ク ロム酸鉛	12656-85-8	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	プラスチック着色剤、塗 料の着色剤

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
B-17	ピグメントイエロー 34	1344-37-2	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	プラスチック着色剤、塗 料の着色剤
B-18	アルミ珪酸塩耐火セラ ミック繊維	—	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	高温試験装置の断 熱材
B-19	ジルコニアアルミ珪酸塩 耐火セラミック繊維	—				
B-20	ホウ酸	10043-35-3 および 1113-50-1	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.06.18 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	ベニア板/圧縮木材: 木材、綿およびそ 他の植物由来の 材料中の難燃材
B-21	四ホウ酸二ナトリウ ム無水物	1303-96-4 1330-43-4 および 12179-04-3	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.06.18 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	ベニア板/圧縮木材
B-22	七酸化二ナトリウム 四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水 和物)	12267-73-1	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.06.18 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	

ただし、事業部門により管理内容（化学物質群、報告対象、閾値レベル）が異なる場合があります。

また、REACH 規則 SVHC（高懸念物質）認可候補物質の増加等による顧客からの個別要求については、当該事業部門の判断で都度調査のご依頼をする場合があります。

【問い合わせ先】

株式会社ダイヘン 資材部

TEL : 06-6390-5509 FAX : 06-6308-4677

e-mail : green@daihen.co.jp

株式会社ダイヘン 環境マネジメントシステム部

TEL : 06-6390-5513 FAX : 06-6308-0017

【改定履歴】

2004 年 1 月 : 第 1 版、制定

2005 年 3 月 : 第 2 版、改定

2008 年 4 月 : 第 3 版、改定

2010 年 1 月 : 第 4 版 改定

2010 年 12 月 : 第 5 版 改定

2012 年 1 月 : 第 6 版 改定

2017 年 10 月 : 第 7 版 改定

2022 年 10 月 : 第 8 版 改定

以上